

令和 7年（第2回）  
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和7年2月26日（水）午後1時30分

と ころ 新館9階 191会議室

議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること			
議案第13号	農地法第3条の3の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと			
議案第15号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第16号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと			
議案第17号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出にかかる受理のこと			
議案第18号	農業用施設用地届出にかかる受理のこと			
議案第19号	農地法第18条第6項の規定による通知等にかかる報告のこと			
議案第20号	地域計画目標地図素案の決定について			
議案第21号	農用地利用集積計画の決定について			
議案第22号	農業経営改善計画の認定について意見を求めること			
議案第23号	加古川市農業振興地域整備計画の変更に関する意見を求めること			
月次総会次回以降の開催予定	3月24日（月） 新館9階 191会議室	現地調査 3月18日（火） （午前・西地区） （午後・東地区）	4月24日（木） 新館10階 大会議室	現地調査 4月18日（金） （午前・東地区） （午後・西地区）

令和7年（第2回）

## 加古川市農業委員会月次総会議案(追加)

と き 令和7年2月26日(水)

ところ 新館9階191会議室

議案第 24 号	許可(受理)の取消等について報告のこと
議案第 25 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと(再進達)

# 令和7年 第2回 月次総会審議参考資料

令和7年2月26日

加古川市農業委員会

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第12号 第1番	議案第12号 第2番	議案第12号 第3番	議案第12号 第4番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性		有		有
	現耕作地の農地性		-		有
	貸付地の農地性		-		-
2. 通作距離 法3-2①			0.0km		2.5km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに対する阻害		無		無
	農地の集団化、農作業の効率化に対する阻害		無		無
	集落営農の営農活動に対する阻害		無		無
	地域計画の達成への支障		該当無		該当無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り調査報告) 法3-2①④	申請目的		議案書のとおり		議案書のとおり
	申請地利用予定		畑作		畑作
	農業従事者		本人、妻、母		本人、父、母、弟
	農業用倉庫	取下げ	有	取下げ	有
	農機具		リース		所有
	営農全体計画		畑作：725㎡ 自家消費		畑作：429㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4					

※法：農地法

※令：農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第12号 第5番	議案第12号 第6番	議案第12号 第7番	議案第12号 第8番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	-	有	有	-
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.23km	2.4km	0.5km	9.0km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
	地域計画の達成への支 障	該当無	該当無	該当無	該当無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	稲作、畑作	稲作
	農業従事者	本人、妻、父	本人、妻	本人、父、弟	本人、妻
	農業用倉庫	無	有	有	無
	農機具	所有	所有	所有	所有、リース
	営農全体計画	畑作:529㎡ 自家消費	畑作:700㎡ 自家消費	稲作:8,694㎡ 自家消費 畑作:427㎡ 自家消費	稲作:1469㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4					

※法：農地法

※令：農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第12号 第9番	議案第12号 第10番	議案第12号 第11番	議案第12号 第12番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	-	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	有	-
2. 通作距離 法3-2①		0.54km	0.3km	2.0km	0.3km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無	無	無	無
	地域計画の達成への支 障	支障無	該当無	支障無	支障無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	稲作	稲作、畑作	畑作	稲作
	農業従事者	本人、子	本人、妻、子	本人、子	本人、妻、子
	農業用倉庫	有	有	有	無
	農機具	所有	所有、リース	所有	所有
	営農全体計画	稲作:936㎡	稲作:6,864㎡ 自家消費  畑作:624㎡ 自家消費	稲作:7,893㎡ 自家消費  畑作:698㎡ 自家消費	稲作:3,083㎡ 自家消費  畑作:142㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4					

※法：農地法

※令：農地法施行令

■ 3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第12号 第16号
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有
	現耕作地の農地性	有
	貸付地の農地性	有
2. 通作距離 法3-2①		0.3km
3. 地域との調和要件 法3-2⑥	水利調整等の取組みに 対する阻害	無
	農地の集団化、農作業の 効率化に対する阻害	無
	集落営農の営農活動に 対する阻害	無
	地域計画の達成への支 障	該当無
4. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作
	農業従事者	本人、妻
	農業用倉庫	無
	農機具	所有
	営農全体計画	稲作:565㎡ 自家消費  畑作:416㎡ 自家消費
5. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)	
	構成員要件 (総議決権の1/2超)	
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)	
6. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定	
	地域との役割分担	
	役員の時常従事	
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見(一般法人の貸借の場合) 法3-4		

※法:農地法

※令:農地法施行令

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第14号 第1番	議案第14号 第2番	議案第14号 第3番	議案第14号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	3種農地 (南北道加古川医療センターICから200m)	2種農地 (市街地から50m/農地集団規模5.0ha)	3種農地 (住宅が連たん)	2種農地 (市街地から220m/農地集団規模2.6ha)
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	原則許可	ほかに代替地なし	原則許可	ほかに代替地なし
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書添付)	有 (残高証明書添付)	有 (残高証明書添付)	有 (残高証明書添付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用途に 供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)
④ 申請事業施行に関し他 法令許可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査報告参考)	無 (現地調査報告参考)	無 (現地調査報告参考)	無 (現地調査報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと				始末書添付

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■ 5 条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第14号 第5番	議案第14号 第6番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から 110m/農地集団 規模0.2ha)	農用地区域内 農地
① 農地区分による許可基準 法5-2①②	ほかに代替地なし	一時転用
2 一般基準 ① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法5-2③	有 (残高証明書 添付)	有 (自己施工)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法5-2③	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 法5-2③・則57①	有 (事業計画によ り)	有 (事業計画によ り)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 法5-2③・則57②	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 法5-2③・則57③	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 法5-2③・則57④	適正 (事業計画によ り)	適正 (事業計画によ り)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 法5-2③・則57⑤	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
⑨ 地域計画又は農業振興 地域整備計画の達成に 支障がないこと 法5-2⑤・則57の2、57の3	該当なし	該当なし
3 その他特記すべきこと	始末書添付	一時転用

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■農業用施設届出：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第18号 第1番
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第13条各号添付書類	
1 当該土地の 登記事項証明書・公図 (200㎡未満)	有
2 土地の位置図	有
3 農業振興地域農用地に含ま れていない証明又は農業用施 設の用に供される土地である 証明	有
4 写真その他関係書類	有 (写真・図面)
5 土地の現況 (現地調査報告)	温室の管理施 設

# 地域計画目標地図素案 審議参考資料

参考様式第5-1号

加 農 第 3134 号  
令和 7 年 2 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 ( 28210 )
地域名 (地域内農業集落名)	八幡町中西条地区 ( 中西条 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 担い手が地域の過半の農地面積を請け負っており、集積・集約化が進んでいるといえる。</p> <p>【課題】 高齢化が進み後継者不足が問題となる中、担い手が引き受けることができない小さな水田や畑についての管理が課題となっている。</p> <p>【主要作物】 担い手: 水稲、麦、大豆 等 個人農家: 水稲</p>
--

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、麦、大豆を主要作物として作付けを行う。また、連作障害を防止するため、2年3作(水稲⇒麦⇒大豆)での耕作を継続していく。
--

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地の間にある農地は畑作を行う区域、保全・管理を行う区域とする。
---

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状の農地の集積面積及び団地面積の継続を維持する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備済み(昭和50年度)。すでに基盤整備を実施しているが、農作業の効率化を図るため、畦畔撤去などの基盤整備の可能性を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障がない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状、取り組む計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止対策として侵入防護柵の設置を検討。
- ・耕種農家で生産した飼料作物を畜産農家に提供し、それを食べた家畜の糞尿で作った堆肥を飼料作物などの生産に使用している。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 ( 28210 )
地域名 (地域内農業集落名)	西神吉町富木地区 ( 富木 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 法人化されていない営農組合(以下、「営農組合」という。)と個人農家が地域内の農地を利用している。 主要作物として水稻や野菜を栽培している。</p> <p>【課題】 高齢化が進み後継者不足が問題となる中、農業者が利用する農地以外の農地をどのように管理していくかが課題となっている。</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域の農地利用について現状維持に努める。 主要作物である水稻、野菜の生産を継続するほか、いちじくの栽培により農地利用する。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地の間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域の農地利用はできる限り集積・集約化する。 農地については引き続き地域の営農組合や個人農家が適切に維持していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(平成10年度)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の営農組合や個人農家による集落内農地の活用を図る。 また、新規就農者を積極的に受け入れる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 活用の可能性を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)
地域名 (地域内農業集落名)	志方町上冨木地区 (上冨木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は農地の規模が小さいため、兼業農家が多い中、高齢化が進み、後継者が不足している。そのため担い手の確保が課題となっており、令和6年度より規模拡大意向のある農業者へ農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化に取り組んでいる。  
当地域は、ため池からの農地までの距離が長いことと、用水路、ポンプ等の老朽化により、水路の供給が困難となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし栽培を行う。水が入りづらい農地などの水稻の作付けが困難な農地については、麦の作付けを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

後継者不在等の所有者に継続して働きかけ、農地利用意向の再確認を行いながら、農地中間管理機構を活用して、規模拡大の意向のある農業者を中心に集積面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の意向を踏まえ、新たに担い手へ長期で農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構を活用する。

**(3) 基盤整備事業への取組方針**

大型機械の活用による効率化を図るため、畦畔撤去等により農地区画の拡大を検討する。

**(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針**

担い手の状況変化に対応するため、就農を希望する者がいれば、地域で耕作する農業者に支障のない範囲で、農地等の紹介を行うことで就農までの支援を行う。

**(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針**

担い手や農地利用者が見つからなかった農地については、遊休化しないように除草作業等の委託をおこなう。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

**【選択した上記の取組方針】**

- ・ヘアリーベッチ等の緑肥やたい肥を活用した環境負荷低減の栽培方法により、環境保全型農業を実施する。
- ・水の確保が困難な水田は、麦の耕作を目的とした畑地化を実施する。
- ・多面的機能支払交付金を活用し、農地及び水路等の維持・管理に取り組む。

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法附則(令和四年五月二七日法律第五六号)第5条第1項  
同附則に関する改正前の同法第18条第3項による調査書

号	確認事項	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。	○	○	○	○	○	○	○
	ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	—	—	○	○	—	—	—
	ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	—	—	○	○	—	—	—
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権、質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。 ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。	○	○	○	○	○	○	○

第3項

## (審議参考資料)

## 農業経営改善計画の認定について意見を求めること

申請者		
目標とする営農類型		複合経営
経営改善の方向の概要	経営面積等の拡大	○
	販売単価等の向上	○
	生産量等の向上	○
	コスト等の削減	-
	その他改善	-
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状(R5)	●万円
	5年後の目標	●万円
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状(R5)	920時間
	5年後の目標	940時間
平均反収 (kg/10a)	品目	水稻
	現状(R5)	350
	5年後の目標	420
	品目	大麦
	現状(R5)	230
	5年後の目標	250
現状と目標・措置	生産方式の合理化	水稻(WCS含む)、麦類の農用地区画は15a~30aが中心であるため、隣地を借り入れる、または、地権者の承諾を得て畔を取り除くことで作業効率向上を図る。コシヒカリ、ヒノヒカリ(WCS含む)を作付けし、繁忙期の分散と栽培期間の拡大によって、台風、病害虫等のリスクを分散する。また、地域の担い手として農地中間管理機構を通してほ場整備後の農地を兼営し、経営規模拡大を目指す。生産効率化・高度化スマート農業の推進、堆肥の投入等の自然環境に配慮した農業に力を入れる。
	経営管理の合理化	青色申告をしているが、単式簿記で処理をしている。今後は複式簿記ソフトを導入し、パソコンによる経営管理を行う。また、経営の法人化を検討する。
	農業従事の態様等の改善	繁忙期に臨時雇用を行っている。効率的な労務管理を行い、雇用賃金を圧縮する。また、相続・経営継承に関する取り組みを行う。
	その他の農業経営の改善	農用地はほ場整備後50年以上が経過している。水田が凹凸になっているため、時間を要するが均平機(レーザーレベラー)をかけていく。麦類の耕作田は雑草が多いが、水・稲・麦類の収量が増えていくため、雑草の処理をしながら収量を上げていく。資材を一括購入して取引価格の引き下げを図る。農業経営基盤強化準備金制度を活用し経費の削減を図る。
経営の構成 (法人役員等)	現状(R4)	3人
	5年後の目標	3人
常時雇	現状(R4)	0人
	5年後の目標	0人
臨時雇(実人数)	現状(R4)	7人
	5年後の目標	6人
その他特記事項		-

(審議参考資料)

所有する農業用機械等

農業用機械等の名称	形式、性能、規模等、およびその台数
農業倉庫	1棟
軽4トラック	2台
貨物自動車	1台
フロントローダー	1台
トラクター	3台
ロータリー	1台
ハロー	1台
均平機	1台
溝掘機	1台
ブロードキャスター	1台
播種機	1台
田植え機	1台
畦塗機	1台
自脱型コンバイン	3台
ツインモア	1台
フレールモア	1台
管理機	1台
畝刈機	2台
色彩選別機	1台
ドローン(農業用)	3台
動力噴霧器	1台